

令和9年度 阿久比町保育所入所利用調整基準指数表

児童氏名	生年月日	保護者氏名	ランク	指数平均	調整指数	合計指数
	年 月 日		(裏面参照)	①	②	① + ②

この指数表によりランクで区分した後、指数平均と調整指数を足した「合計指数」を使って総合的に保育の必要な程度を判断し、利用決定の順位を判断します。

※ 父と母でランクが異なる場合は、低いランクを適用します（ただし、A または B ランクに該当する保護者がいる場合のみ高いランクを適用します）。

第1希望		第7希望	
第2希望		第8希望	
第3希望		第9希望	
第4希望			
第5希望			
第6希望			

保育事由			区分	指数	父	母	
就労	家庭外労働	正規	月 140 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 7 時間以上）	10			
			月 120 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 6 時間以上）	9			
			月 60 時間以上（例：月 15 日以上・1 日 4 時間以上）	8			
		派遣・パート等（正規以外）	月 120 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 6 時間以上）	8			
			月 60 時間以上（例：月 15 日以上・1 日 4 時間以上）	7			
	自営業	経営主	月 120 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 6 時間以上）	9			
			月 60 時間以上（例：月 15 日以上・1 日 4 時間以上）	7			
		専従者	月 120 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 6 時間以上）	7			
			月 60 時間以上（例：月 15 日以上・1 日 4 時間以上）	5			
	農業	月 120 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 6 時間以上）	8				
		月 60 時間以上（例：月 15 日以上・1 日 4 時間以上）	6				
	内職	月 120 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 6 時間以上）	4				
		月 80 時間以上（例：月 20 日以上・1 日 4 時間以上）	3				
		月 60 時間以上（例：月 15 日以上・1 日 4 時間以上）	2				
妊娠・出産			出産予定日の前 2 か月、出産後 2 か月	4			
疾病等	疾病	入院	概ね 1 か月以上の入院	10			
		通院	月 15 日以上、常に安静を要する場合	8			
			月 15 日未満であるが、保育に支障があると医師が診断した者	7			
		居宅	医師が長期加療（安静）を要すると認め、保育に支障があると診断された者	6			
	障害	手帳 1・2 級所持者及び同程度の障害と認められる者	9				
		手帳 3・4 級所持者及び同程度の障害と認められる者	6				
		手帳 5・6 級所持者及び同程度の障害と認められる者	3				
介護・看護			通院の付き添い 月 20 日以上かつ 1 日 4 時間以上	5			
			通院の付き添い 月 12 日以上かつ 1 日 4 時間以上	3			
			居宅内で家族の介護（常時介護・重度介護）	6			
災害の復旧			災害の復旧にあたっている者	10			
就学等			保護者が就学している者	2			
求職活動			保護者が就労するため、求職活動をしている者	3			
					計		
					平均		①

調整指数表

区分	内容	指数	点数	備考
生活保護	生活保護世帯	+4		
ひとり親	ひとり親家庭	+5		1 ランクアップ
	ひとり親家庭で就労予定	+5		2 ランクアップ
	ひとり親家庭で求職活動中	+4		3 ランクアップ
社会保険	未満児クラスで両親がそれぞれで社会保険に加入（写しを添付）	+9		
きょうだい	入所希望児童のきょうだいが R8 年度に年少クラス以上で保育所に在園	+8		※1・2
	入所希望児童のきょうだいが R8 年度に未満児クラスで保育所に在園	+6		※1・2
	きょうだい同時入所希望で上の子が R8 年度に年少クラス以上の場合	+5		※1・2
	きょうだい同時入所希望で上の子が R8 年度に未満児クラスの場合	+2		※1・2
学区	申し込み児童が第 1 希望保育所の小学校区内に居住	+4		※3
転園	ひなた保育園の 2 歳児クラスに在籍していて、年度内に退所の予定がないかつ次年度 4 月以降の保育事由がある場合	+9		
保育士	他市町の保育士（1 日 6 時間以上、週 5 日以上勤務）	+5		
就労予定	R8. 4 月から就労予定の保護者がいる世帯（育休復帰は除く）	-2		
育児休業	育児休業中で R8. 7 月以降 10 月までに復帰	-2		1 ランクダウン
	育児休業中で R8. 11 月以降 R9. 3 月までに復帰	-4		1 ランクダウン
	育児休業中で R9. 4 月以降に復帰する	-8		F ランクとする
滞納	受付日時点で、保育料を滞納している世帯（2 か月分以内）	-3		
	受付日時点で、保育料を滞納している世帯（3 か月分以上）	-5		
整合性	就労状況（日数・時間等）と就労実績（収入等）に整合性がない場合	-3		
違反行為	過去に利用調整時の入所要件（家庭・就労状況等）と利用開始後の状況が異なっていることが判明した場合、または利用期間中に違反行為が判明した場合	-5		
調整基準に該当する世帯は、その該当事項に対する指数を合算する。		計	②	

※1 きょうだいが複数の場合は、対象の人数分調整指数を加点する。

※2 きょうだいが同じ（認可）保育所に入れなくても加点する。

※3 宮津団地・陽なたの丘に居住する方は東部小学校区とします。

※4 今後ご提出いただく診断書や看護指示書の内容によっては加点を取り消す可能性があります。

ランク表

ランク	該当者
A	町内保育所・こども園、幼稚園、支援センター、児童館の職員（1 日 6 時間以上、週 5 日以上） 医療的ケア児を養育している保護者（医療的ケア児受け入れ拠点の英比保育園を第 1 希望し、ガイドラインに即し利用の調整ができた児童に限る）
B	阿久比町給食センター調理員、町内保育所・こども園の調理員（1 日 6.5 時間以上、週 5 日以上）
C	両親が正規職員、保護者が入院、災害など
D	臨時職員（派遣やパートなど）、自営業、農業、保護者の病気、介護、障害、育児休業（年少クラス以上のみ）など
E	出産
F	就労予定の人（申し込み時点で就労していない人）、就学、内職、育児休業中で年度内には復帰しないなど
G	求職活動中の人

緊急性が非常に高い家庭（要保護・要支援世帯など）は、優先されます。

同一ランク、同一の合計指数で並んだ場合は以下の順で調整します。

順位	優先
1	きょうだいと同一施設への入所が見込める場合（ただし、自由契約児でないこと）
2	扶養内で就労しているが、今後、扶養外になる予定の世帯（育休復帰は除く）
3	当該施設の希望順位が高い順
4	保育事由の優先順位（①災害の復旧、②保護者の入院、③就労、④保護者の通院等、⑤疾病等の介護・看護、⑥出産、⑦就労予定、⑧就学等、⑨求職活動）
5	1 年間に利用料の滞納がない場合
6	申し込み時点で阿久比町に在住している＞阿久比町に在住していない
7	両親とも同じ会社で 1 年以上働いている＞1 年未満である